

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和3年12月分)

○ 市電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

- ・インシデント・信号冒進（1件）

	概 要	場 所
1	運転士が信号及び切替ポイントを確認する前に車両を進行させ、分岐器転換装置を損傷させたもの。	郡元停留場 ～鴨池停留場間 (1系統上り)

- ・インシデント・車両火災（1件）

	概 要	場 所
1	暖房スイッチの配線端子のゆるみにより発熱、発火し、車両火災が発生したもの。	神田車両基地内12番線

- ・異線進入（1件）

	概 要	場 所
1	運転士が信号及び切替ポイントを確認する前に車両を進行させ、異線進入したもの。	神田車両基地内3番線

- ・道路障害（1件）

	概 要	場 所
1	相手方車両（軽乗用車）が後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に右折進入したため接触したもの。	荒田交差点 (1系統上り)

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。

多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電に接触してしまうケースがほとんどです。

軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市バス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの
(上記を除く)

- ・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**